

令和8年1月1日  
施行

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正に伴い、

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の基準を改正しました。

※施行日以降に届出する建築物が対象

## 東京都福祉のまちづくり条例施行規則 の主な改正内容

### ◆便所の設置数(見直し)

- ①不特定多数利用便所を、建築物の階数に相当する数以上設置
- ②不特定多数利用便所を、設ける階ごとに車椅子使用者用便房を1以上設置  
(1,000m<sup>2</sup>未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>に達するごとに1以上)

### ◆車椅子使用者用駐車施設の設置数(見直し)

- 200台以下の駐車場 ⇒ 全体の2%以上  
201台以上の駐車場 ⇒ 全体の1%+2以上

### ◆車椅子使用者用客席の設置数(追加)

- ①400席以下の劇場等 ⇒ 2以上  
401席以上の劇場等 ⇒ 全体の0.5%以上
- ②車椅子使用者用客席は、幅90cm以上、奥行き135cm以上、床は平らとする。
- ③客席の出入口から車椅子使用者用客席までの経路のうち、1以上は移動等円滑化経路とする。

改正内容の詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/jourei\\_kisoku/kisokur7](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/jourei_kisoku/kisokur7)



## 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 施行規則の主な改正内容

### ◆便所の設置数(見直し)

- ① 中規模建築物※1は、これまで不特定多数利用便所の設置は任意でしたが、改正後は法に定める数以上※2の不特定多数利用便所を設ける必要があります。  
② 不特定多数利用便所の設置が必要となる公共的施設を追加しました。(薬局、事務所、工場など)

	200~500m <sup>2</sup> 未満 (中規模建築物)	0~1,000m <sup>2</sup> 未満 (中規模建築物を除く)	1,000m <sup>2</sup> 以上~
不特定多数利用便所	法に定める数以上	法に定める数以上	法に定める数以上
車椅子使用者用便房	不特定多数利用便所のうち1以上	不特定多数利用便所のうち1以上	法に定める数以上
オストメイト対応設備	不特定多数利用便所のうち1以上	不特定多数利用便所のうち1以上	不特定多数利用便所のうち1以上

※1 世田谷区バリアフリー建築条例に規定する中規模建築物…200~500m<sup>2</sup>未満の診療所(収容施設なし)、物販店舗、飲食店、サービス店舗

※2 バリアフリー法に定める数以上…不特定多数の者等が利用する階の数以上

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の改正に関する新旧対照表や不特定多数利用便所の設置が必要な用途・規模一覧などの資料は、区ホームページよりご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02092/4389.html>



区HP